

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ドミニカ共和国最終処分場運営管理能力強化プロジェクト（有償勘定技術支援）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ドミニカ共和国最終処分場運営管理能力強化プロジェクト（有償勘定技術支援）

調達管理番号：26a00373

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ドミニカ共和国最終処分場運営管理能力強化プロジェクト（有償勘定技術支援）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年12月 ～ 2030年2月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年12月 ～ 2028年12月

第2期：2029年1月 ～ 2030年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

第2期

- 4) 第4回（契約締結後37か月以降）：契約金額の34%を限度とする。
- 5) 第5回（契約締結後49か月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（６）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）
- 3) 2028年度（2029年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年9月15日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年9月16日 12時まで
3	質問への回答	2026年9月28日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年10月9日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年10月21日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ドミニカ共和国最終処分場運営管理能力強化プロジェクト（有償附帯技術協力）詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00860）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/S8B2wbrrEi>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00373_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☑ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	本体事業である円借款『統合的な固形廃棄物管理改善事業』の関係者との連絡協議会の設置・運営について。本体事業と技術協力プロジェクト(本事業)それぞれの知見・教訓を相互に共有・レビューし、本体事業に本事業の経験・教訓を反映するための具体的な手法等について	第3条2 (1)
2	効果的な関係機関の巻き込みについて。テ	第3条2 (2)

	クニカル・ワーキンググループ(TWG)の設立・運営の方針や、パイロットプロジェクト実施に当たっての関係機関の巻き込みの方法について	
3	パイロットサイトの選定の方針及びパイロットプロジェクトの実施に当たっての実施方針及び関係機関の参画を得る方策、並びに現地リソースの活用の方法について	第3条2 (3)
4	ドミニカ共和国内における過去の事業成果や教訓などを最大限活用した効率的かつ持続性の担保に留意した実施方針について。なお、本項目の提案については、提案事項3にも関係するため、提案事項3と4を同一の項目として提案することも可とする	第3条2 (4)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調

査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

・RD署名:2026年6月2日

☒別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

- (1)本業務は有償資金協力事業「統合的な固形廃棄物管理改善事業」(以下、本体事業という)の附帯技術協力プロジェクトであり、ドミニカ共和国 環境天然資源省 (Ministry of Environment and Natural Resources。以下、「MMARN」とする。)のオープンダンプサイトの安全閉鎖・リハビリテーションに係る業務監督・管理能力を向上させることで、本体事業の成果に貢献することを目指す。本体事業における首都・ドゥケサ処分場のリハビリテーションや部分閉鎖等の事業は、米州開発銀行(Inter-American Development Bank。以下、「IDB」とする。)が主体となって実施し、本プロジェクトでは直接的に同処分場での活動を行わない想定としている。本プロジェクトではドゥケサ処分場以外の国内のオープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションのパイロットプロジェクト(Pilot Project。以下、「P/P」とする。)を通じて、急斜面の改善に係る技術移転を MMARN に対し行うことで、その成果がドゥケサ処分場を含む本体事業で活用されることを目指す。そのため、プ

プロジェクト期間を通じて、本体事業の関係者(MMARN、IDB、スペイン国際開発協力庁(Spanish Agency for International Development Cooperation。以下、「AECID」とする。))間のコミュニケーション促進を行い、それぞれの事業の知見・教訓を相互に共有・レビュー²し、本体事業に本事業の経験・教訓を反映する。

(2)本事業には複数の関係機関が関わる計画であり、パイロットプロジェクトから得られた知見・教訓の共有、ガイドライン・マニュアル類の改定を共同で実施することで、ドミニカ共和国内のオープンダンプサイトの管理能力を改善していくことを企図している。このため、実施機関の MMARN を中心に、大統領府(Ministry of the Presidency。以下、「MINPRE」とする。)等の機関の参画を得てテクニカルワーキンググループを設立することを想定する³。

(3)本事業においては、オープンダンプサイトの閉鎖及びリハビリテーションに係るパイロットプロジェクトを実施し、そこから得られた知見・教訓を本体事業に反映することを目指す。パイロットプロジェクト候補地は MMARN が選定した複数の自治体から、MMARN と協議の上で決定するものとする。

また、プロジェクト終了後から 3～5 年後に上位目標「ドゥケサ最終処分場を含む全国のオープンダンプサイトの安全閉鎖・リハビリテーションが促進される」が達成されるべく、業務実施期間中から本目標及び指標を意識し、実施機関の能力強化や事業成果の持続性確保に努めること。

さらに、パイロットプロジェクト実施に当たっては、プロジェクト予算、実施機関のリソースに加えて、協力機関の人員・機材や信託基金等の現地リソースを活用し、効果的な活動とすることが、プロジェクト目標及び上位目標の達成に向けて必要であり、これらを含む有効な実施に関する具体的方策について提案を求める⁴。

² パイロットプロジェクトを含む本事業の実施に当たり、実施機関、地方自治体、民間事業者、国際機関及びドナー等が有する人員、機材、資金その他の現地リソースの活用可能性を整理するとともに、本事業における連携方法、役割分担及び実現可能性について具体的に技術提案書に記載すること。

³ 本事業では複数の関係機関が参画することを踏まえ、テクニカルワーキンググループの運営方法、各機関の役割整理、情報共有及び意思決定プロセスの促進方策について具体的な提案を技術提案書に記載すること。

⁴ パイロットプロジェクトについては、プロジェクト目標及び上位目標達成のための道筋や、パイロットプロジェクトの成果をドゥケサ最終処分場及び全国のオープンダンプサイト対策へ展開するためのアプローチをクリアにしつつ、本事業で得られる知見・教訓を本体事業へ効果的に反映するための関係機関連携の方法、情報共有の仕組み、成果普及及びフィードバックの手法について具体的な提案を提案書に記載するこ

(4)案件概要表に記載のとおり、JICA は、過去にドミニカ共和国において、廃棄物管理に関する支援を複数実施している。業務実施においては、過去の協力において作成した、ドミニカ共和国内における最終処分場の国家計画案、最終処分場の新設・運営改善・安全閉鎖に係るガイドライン及びマニュアル、環境社会配慮に係るマニュアル等のその後の実施機関での活用にかかる状況や課題を確認し、過去の成果や教訓などを最大限活用する形で効率的かつ持続性の担保に留意し、実施すること⁵。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1)プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1:『ドミニカ共和国の最終処分場管理に係る国家計画案』にリストアップされているオープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションに関する現状を確認・整理する

活動1-2: 他機関によって閉鎖・リハビリテーションが計画・実施されているオープンダンプサイトの情報を収集・整理する

活動1-3: 活動1-1および1-2の内容を踏まえて、安全閉鎖・リハビリテーションを行うパイロットサイトを選定する

活動1-3で選定するパイロットサイトについては、技術面のみならず、関係機関の協力可能性、許認可取得の見込み、地域住民との合意形成状況等も考慮し選定するものとする。

② 成果2に関わる活動

活動2-1: MMARNを対象に、オープンダンプサイトの安全閉鎖に関するキ

と。また、候補地の選定に当たっては、技術的条件、環境・社会配慮上の条件、実施体制、成果の横展開可能性等の観点から選定基準及び評価方法について提案すること。

⁵ JICAが過去に実施した廃棄物管理分野の協力成果(国家計画案、ガイドライン、マニュアル等)を踏まえ、本事業において活用可能と考える成果、想定される課題及び改善方策について技術提案書に記載すること。

ャパシティ・アセスメントを実施する

活動2-2: 他国における最終処分場の閉鎖・跡地利用に関する知見・事例を紹介する

活動2-3: パイロットサイトの安全閉鎖に係るパイロットプロジェクトの方針・計画を協議する

活動2-4: 活動2-3の結果と、『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』を踏まえて、パイロットサイトの安全閉鎖に係るパイロットプロジェクトを実施する

活動2-5: パイロットサイトの跡地利用案を提言する

活動2-6: 活動2-4及び2-5を踏まえて、パイロットサイトの安全閉鎖に係る課題と教訓を報告書にまとめる

活動2-7: 『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』を改訂する

安全閉鎖に係るパイロットプロジェクトでは、実施機関が将来的に全国のオープンダンプサイトへ適用可能な技術・管理手法を習得することを重視する。

パイロットプロジェクトの具体的内容については、パイロットサイトの条件に応じて決定するが、斜面安定化、覆土、雨水排水管理、ガス対策、安全管理措置等を含むことを想定する。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1: MMARNを対象に、オープンダンプサイトのリハビリテーションに関するキャパシティ・アセスメントを実施する

活動3-2: パイロットサイトのリハビリテーションに係るパイロットプロジェクトの方針・計画を協議する

活動3-3: 活動3-2の結果と、『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』を踏まえて、パイロットサイトのリハビリテーション及び埋立管理に係るパイロットプロジェクトを実施する

活動3-4: 活動3-3の結果と、『既存最終処分場運営管理マニュアル』を踏まえて、リハビリテーション後のパイロットサイトの日常埋立管理計画を策定する

活動3-5: 活動3-3及び3-4を踏まえて、パイロットサイトのリハビリテーション及び埋立管理に係る課題と教訓を報告書にまとめる

活動3-6: 『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』及び『既存最終処分場運営管理マニュアル』を改訂する

なお、本リハビリテーション活動では、単なる環境改善にとどまらず、将来的な衛生埋立管理への移行可能性を考慮した技術的改善を検討する。

また、活動3-4の日常埋立管理計画の策定に当たっては、実施機関及び自治体がプロジェクト終了後も継続的に運用可能な体制、予算及び人員配置を考慮することが求められる。

④ 成果4に関わる活動

活動4-1:パイロットプロジェクトの実施に係るカウンターパート・ワーキンググループ(C/P-WG)を設立する

活動4-2:C/P-WGにおいて、定期的にパイロットプロジェクトの進捗報告、情報共有及び意見交換を行う

活動4-3: 本体事業関係者と連絡協議会を設置する

活動4-4: 連絡協議会において、本体事業と技術協力プロジェクト(本事業)それぞれの知見・教訓を相互に共有・レビューする

活動4-5: MMARNが主導して、パイロットプロジェクトの知見・教訓及び改訂されたマニュアルに関するセミナーを実施する

なお、本セミナーについては、MMARNが全国の自治体や関係機関へ知見を展開するための重要な機会として位置づけ、プロジェクト終了後も継続的な知見共有が行われる体制づくりにつなげることが期待される。

(2)本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	最大10名程度
参加者数	約10名/回
研修日数	約14日(移動日を含む)/回
特記事項	本邦研修の代わりに第3国研修の提案も認めることとする。その場合、過去及び現在のJICAの廃棄物管理・最終処分場に係る協力を踏まえて、中南米地域で実施することが望ましい。

(3)その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体:CD-R(CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式:KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 受注者は、実施機関の MMARN を対象とし、オープンダンプサイトの安全閉鎖、リハビリテーションに係る能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業では、ウェイトピッカーの活動していないオープンダンプサイトにおいてパイロットプロジェクトを実施することを前提として、環境社会配慮カテゴリをCとしている。仮に、パイロットプロジェクトを実施するに当たって、ウェイトピッカーの生計手段喪失等が発生する場合、環境社会配慮カテゴリの見直しが必要となるため、対応について前広に発注者に相談すること。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後1ヵ月以内	スペイン語 (業務計画と異なる点は和文補足資料として提出)	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	契約締結後半年ごと	日本語・スペイン語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限(最終期間を除く)	日本語・スペイン語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語		
			CD-R	2部

事業完了 報告書	契約履行期限末日	日本語	製本 CD-R 電子データ	3部 2部
		スペイン語	製本 CD-R 電子データ	6部 6部
		英語 (要約のみ)	電子データ	

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2)ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- ⑤ PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3)半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。PDM指標については、最新の値とともに、これまでの推移や最終的な目標値が分かりやすいように整理して報告すること。また、

州や市町別の内訳を表にまとめるほか、適宜グラフを活用し、成果がわかりやすい報告に努めること。また上位目標指標についても、プロジェクト実施中からモニタリングを行い、指標の向上に努めること。

(4)業務完了報告書(及び業務進捗報告書)

要約

- ① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② 活動内容(PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動計画(業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5)事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 改訂版『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』
- (2)改訂版『既存最終処分場運営管理マニュアル』

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告

する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS 等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱い
1	オープンダン プサイトの安 全閉鎖に係 るパイロット プロジェクト	パイロット自治体(事業開始後に決定)のオープンダンピングの最終処分場の安全閉鎖活動を実施する	1回	定額計上
2	オープンダン プサイトのリ ハビリテーシ ョンに係るパ イロットプロ ジェクト	パイロット自治体(事業開始後に決定)のオープンダンピングの最終処分場のリハビリテーション活動(オープンダンピングサイトを埋立処分場として利用できるように改善)を実施する	1回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1: 案件概要表

別紙2: 共通留意事項

別紙3: 共通業務内容

案件概要表(詳細計画策定結果時)

1. 案件名(国名)

国名: ドミニカ共和国

案件名: (和名)最終処分場運営管理能力強化プロジェクト

(英名) Project for Strengthening the Operation and Management Capacity of Landfill Sites

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における環境管理セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ドミニカ共和国(以下、「当国」ともいう。)は、近年の経済成長の結果、一人当たりGNIは10,280米ドル(2024年、世界銀行)となっており、当面は安定した経済成長が続くことが期待し得る国である。当国の人口は2023年に約1,100万人に達し、国全体では約11,000トン/日の廃棄物が、サントドミンゴ首都圏では約4,000トン/日の廃棄物が排出されている。しかしながら、リサイクル率は僅か1.5%と低く、サントドミンゴ首都圏においてはほとんどの廃棄物がドゥケサ最終処分場に投棄されている。全国最終処分場では、依然としてオープンダンピング(覆土や埋立を行わない野積みでの投棄)が主流であり、廃棄物の一部は野焼きされ、またメタンガスによる自然発火も発生している。2020年にはドゥケサ処分場で大規模火災が発生し、煙と異臭により首都圏地域にて広範の大気汚染と健康被害が確認された。このような大気汚染に加え、適切に処理されないまま放出される浸出水による地下水や河川水への水質汚染も問題となっており、周辺地域の環境及び住民の健康への影響が懸念されている。

かかる状況下、当国政府は2012年に策定した「国家開発戦略2030」において「ごみ収集率の向上と持続可能な最終処分の実施」を優先課題に掲げ、2017年7月には「清潔なドミニカ(Dominicana Limpia)計画」を発表した。その後の前政権下では大統領府主導で「戦略的特別プロジェクト(Proyectos Estratégicos y Especiales)」を設け、固形廃棄物の適切な処理・管理やリサイクルの促進に取り組んだ。加えて法制度面では2020年10月に「固形廃棄物の総合的管理と共同処理の一般法」を施行し、法律に準拠していない最終処分場は2年以内に閉鎖することを義務付け、且つ廃棄物管理のための資金獲得手段として「統合固形廃棄物管理のための官民信託基金」(以下、「DO Sostenible」という。)を設立した。また、2023年2月には、大統領直轄の廃棄物管理行政実施機関であるECO5RDが設立された。

このように政策および法律面での整備は進んできたものの、中米カリブ地域内でも有数の規模を誇るドゥケサ最終処分場のリハビリテーションや一部閉鎖作業を当国独自で対応することは、依然として技術的にも財政的にも困難な状況にある。そのため、当国に対する廃棄物分野での長い協力実績を有する米州開発銀行(以下、「IDB」という。)とJICAに要請が発出され、スペイン国際協力開発庁(以下「AECID」という。)を含めた協調融資による有償資金協力事業「統合的な固形廃棄物管理改善事業⁶」が進められている。

⁶ JICA ODA見える化サイト、統合的な固形廃棄物管理改善事業
<https://www.jica.go.jp/oda/project/DO-P6/index.html>

本事業は、上述の有償資金協力事業におけるドゥケサ最終処分場のリハビリテーションおよび一部閉鎖作業の円滑な実施に資するため、同案件の実施機関である環境天然資源省(以下、「MMARN」という。)の能力強化、特に処分場の安全閉鎖およびリハビリテーション技術に係る知見の蓄積やステークホルダーとの調整能力の強化を図る取り組みである。

(2) 当該国における廃棄物管理セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

我が国の対ドミニカ共和国 国別開発協力方針(令和6年12月)は、重点分野のひとつとして「持続的な経済開発」への支援を謳っている。同分野では「経済成長がもたらす環境汚染及び島嶼国という地理的特徴に因る気候変動分野については、廃棄物処理改善等の環境管理をはじめ、生物多様性保全、防災、水源開発等の分野での支援を通じ、国際社会の共通目標である地球環境の保全に貢献する」旨を特記している。

JICAのグローバルアジェンダ「環境管理(JICAクリーン・シティ・イニシアチブ)」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」においては、廃棄物管理システムの改善や、都市圏等地域の行政・公的機関及び国全体の廃棄物管理行政を担う機関の能力強化、また、環境への負荷が小さい循環型社会の実現に向けた支援を目標として掲げており、本プロジェクトの方向性とも合致する。本事業は、SDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」の達成に寄与するとともに、本事業による最終処分場における埋立管理の改善によりメタンガスの発生や廃棄物の野焼きの減少が見込まれることから、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成にも寄与するものと考ええる。

(3) 他の援助機関の対応

IDBは「首都圏の廃棄物処理に係る組織再編及びマスタープラン改定支援(Institutional Reform and Update of the Solid Waste Management Master Plan of the Greater Santo Domingo)⁷」(2018年～2020年)において、廃棄物関連法案の更新およびサントドミンゴ特別区におけるマスタープラン(以下、「M/P」という。)の再改定を実施した(このM/Pは、JICAによって2007年に策定、2013年に改定を支援したもの)。関連法案の見直しについては、廃棄物処理行政に係る組織形態や責任を明確化するために、運営会社との契約書の雛形作成、ごみ集積所や最終処分場等を共同運営する組織の構築、環境に関する教育政策の策定、結果の普及のためのイベント等を実施した。

AECIDは「Formulation of the National Sanitation Strategy of the Dominican Republic」(2010年～2016年)において、全国の廃棄物収集に関する情報収集や最終処分場における廃棄物管理能力、地方自治体の排水状況を調査し、3Rの推進に向け市民へのワークショップ等を通じた環境教育プログラムを実施した。また、自治体の廃棄物管理能力強化を目的とした、技術協力プロジェクト「Project on Municipality Strategy for sustainable solid waste management in the Dominican Republic」を実施する予定である。同プロ

⁷ [IDB | Institutional Reform and Update of the Solid Waste Management Master Plan of the Greater Santo Domingo](#)

ジェクトは2年間の計画であり、パイロット事業の実施を通じて、自治体における総合廃棄物管理計画実施の効率的な管理推進を図るもの。

(4) 附帯する円借款事業との関係性

本事業は、有償資金協力「統合的な固形廃棄物管理改善事業」(L/A調印：2024年4月16日、融資額66.6億円)(以下、「本体事業」という。)の付帯技術協力プロジェクトである。本体事業は、前述のとおりIDB、AECIDとの協調融資事業であり、サントドミンゴ首都圏のドゥケサ最終処分場の一部閉鎖及びリハビリテーションを目標の一つに掲げている。本事業は、MMARNの技術指導、監督および調整能力を強化することにより、ドゥケサ最終処分場の安全な一部閉鎖やリハビリテーションの着実かつ適正な実施に資するものである。

他方、本体事業はIDBのイニシアチブを持って同処分場の一部閉鎖及びリハビリテーションの実施を管理することから、本事業が同処分場においてパイロット事業を行うことは想定していない。

本事業は、間接的に本体事業の実施に資することを目指したパイロットプロジェクトの実施、教訓や提言の抽出に留意する必要がある。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ドミニカ共和国において、1)オープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションにかかる各ステークホルダーによる取り組みの現状を明らかにし、2)パイロットプロジェクトの実践を通じた安全閉鎖にかかる知見の蓄積、3)リハビリテーションにかかる知見の蓄積、および4)教訓・知見の共有を行うことにより、MMARNの技術指導、監督および調整能力の強化を図り、もってドゥケサ処分場を含む、全国のオープンダンプサイトの安全閉鎖・リハビリテーションの促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ドミニカ共和国全土(うち特にパイロットプロジェクトを実施する自治体。対象自治体は事業開始後に決定)

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：MMARN統合固形廃棄物管理局(11名)、パイロットプロジェクトを実施する自治体住民(パイロット自治体はプロジェクト開始後に決定するため受益人数未定)

最終受益者：ドミニカ共和国国民(約1,100万人)

(4) 総事業費(日本側)：3.2 億円

(5) 事業実施期間：2026 年 12 月～2030 年 11 月を予定(計 36 カ月)

(6) 事業実施体制

実施機関：MMARN

協力機関：ドミニカ地方自治連盟(LMD)、ドミニカ地方自治連合(FEDOMU)、DO Sostenible、ECO5RD、サントドミンゴ工科大学(INTEC)固形廃棄

物観測所、パイロットプロジェクト実施自治体

(7) 投入(インプット)

1)日本側

- ① 専門家派遣(合計約 40 人月)
 - i. 業務主任者
 - ii. 最終処分場(安全閉鎖)
 - iii. 最終処分場(リハビリテーション)
 - iv. 組織間連携 等
- ② 研修員受け入れ:本邦研修あるいは第三国研修
- ③ 機材供与:プロジェクト実施に必要な資機材(ガス検知器等)

2)ドミニカ共和国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 執務スペースの確保(MMARN 内)
- ③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAは、開発調査「サントドミンゴ廃棄物総合管理計画調査(2005年～2007年)」において廃棄物管理に係るM/P策定を支援しており、その後は技術協力プロジェクト「サントドミンゴ特別区廃棄物総合管理能力強化プロジェクト(2009年～2012年)」において同M/Pの改定を支援した。それに続く「全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト(2014年～2017年)」及び「全国総合廃棄物管理制度・能力強化プロジェクトフェーズ2(2020年～2023年)」(以下、「FOCIGIRS 2」という。)にてMMARN職員の能力強化及び統合的廃棄物管理計画策定に係る支援を実施し、ドミニカ共和国内における最終処分場の国家計画案、最終処分場の新設・運営改善・安全閉鎖に係るガイドライン及びマニュアル、環境社会配慮に係るマニュアル等を作成した。

また、本事業は上述2(4)の通り、有償資金協力事業の付帯技術協力プロジェクトであるが、本体事業はIDBのイニシアティブ、その計画スケジュールに基づき実施されるため、デマケと連携性の相互確認が不可欠である。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

AECID実施の技術協力プロジェクト「Project on Municipality Strategy for sustainable solid waste management in the Dominican Republic」との間で、自治体向けの統合的な廃棄物管理研修として、相互に研修コンテンツを受け持つなどの連携を想定する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

- ① カテゴリ分類:C

- ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)横断的事項:

同国の国が決定する貢献(NDC: Nationally Determined Contribution)においては、対策を実施しない場合(BAU:Business as Usual)基準で温室効果ガス排出量を2030年までに27%削減することを目指すとしている。同国のNDCにおける緩和策には、エネルギー分野、工業分野、農業・林業分野に加えて廃棄物分野での施策が含まれる。本事業によるオープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションにより、メタンガスの発生や廃棄物の野焼きの減少が見込まれ、当該NDCに貢献することが期待できる。

さらに、本事業を通じて実施するMMARN職員の能力強化は、最終処分場の適正な運営管理による温室効果ガス発生の削減をはじめ、水害をはじめとする自然災害に対する廃棄物管理施設の防災対策や事業継続計画の策定、その他の多様な緩和策・適応策の策定・実施を推進する組織づくりの基礎となるものであり、制度面からの緩和策・適応策の一つに位置付けられる。そのため、本事業は緩和策・適応策両面において効果発現を期待できる。

3)ジェンダー分類:【対象外】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

本事業は処分場の安全閉鎖・リハビリテーションについて、MMARNの能力を強化する取り組みであり、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な活動を組み入れていない。なお、カウンターパート機関であるMMARN統合固形廃棄物管理局は女性職員の比率が多い部署であり、本事業内での活動、ワークショップ、研修等におけるジェンダーバランスの側面において大きな懸念事項はない。

(10) その他特記事項:

特になし

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標:ドゥケサ最終処分場を含む全国のオープンダンプサイトの安全閉鎖・リハビリテーションが促進される

指標及び目標値:

- ・MMARN の監督のもと、XX 箇所のオープンダンプサイトの安全閉鎖・リハビリテーションが行われる

- (2) プロジェクト目標:ドゥケサ最終処分場を含む全国のオープンダンプサイトの安全閉鎖に向けて、MMARN の技術指導、監督および調整能力が強化される

指標及び目標値:

- 1) MMARN が優先リストに定めているオープンダンプサイトの安全閉鎖・リハビリテーションの進捗をモニタリングし、必要に応じて指導を行っている

- 2) プロジェクトで得られた知見・教訓が有償資金協力事業に参照される
- 3) プロジェクトで得られた知見・教訓が、他の自治体に対する研修において活用される

4) 成果

- 成果1: 全国の主要なオープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションに関する、各ステークホルダーによる取り組みが明らかにされる
- 成果2: パイロットプロジェクトの実践を通じて、オープンダンプサイトの安全閉鎖に係る計画策定及び実施にかかる知見が蓄積される
- 成果3: パイロットプロジェクトの実践を通じて、オープンダンプサイトのリハビリテーションに係る計画策定及び実施にかかる知見が蓄積される
- 成果4: MMARN主導のもと、パイロットプロジェクトの知見・教訓が、関係機関間(有償資金協力事業含む)に共有される

(3) 主な活動

- 活動1-1: 『ドミニカ共和国の最終処分場管理に係る国家計画案』⁸にリストアップされているオープンダンプサイトの閉鎖・リハビリテーションに関する現状を確認・整理する
- 活動1-2: 他機関によって閉鎖・リハビリテーションが計画・実施されているオープンダンプサイトの情報を収集・整理する
- 活動1-3: 活動1-1および1-2の内容を踏まえて、安全閉鎖・リハビリテーションを行うパイロットサイトを選定する

- 活動2-1: MMARNを対象に、オープンダンプサイトの安全閉鎖に関するキャパシティ・アセスメントを実施する
- 活動2-2: 他国における最終処分場の閉鎖・跡地利用に関する知見・事例を紹介する
- 活動2-3: パイロットサイトの安全閉鎖に係るパイロットプロジェクトの方針・計画を協議する
- 活動2-4: 活動2-3の結果と、『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』⁹を踏まえて、パイロットサイトの安全閉鎖に係るパイロットプロジェクトを実施する
- 活動2-5: パイロットサイトの跡地利用案を提言する
- 活動2-6: 活動2-4及び2-5を踏まえて、パイロットサイトの安全閉鎖に係る課題と教訓を報告書にまとめる
- 活動2-7: 『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』を改訂する

- 活動3-1: MMARNを対象に、オープンダンプサイトのリハビリテーションに関するキャパシティ・アセスメントを実施する
- 活動3-2: パイロットサイトのリハビリテーションに係るパイロットプロジェクトの方針・計画を協議する
- 活動3-3: 活動3-2の結果と、『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニ

⁸ FOCIGIRS 2において策定された計画案

⁹ FOCIGIRS 2において策定されたマニュアル

- アル』を踏まえて、パイロットサイトのリハビリテーション及び埋立管理に係るパイロットプロジェクトを実施する
- 活動3-4: 活動3-3の結果と、『既存最終処分場運営管理マニュアル¹⁰』を踏まえて、リハビリテーション後のパイロットサイトの日常埋立管理計画を策定する
- 活動3-5: 活動3-3及び3-4を踏まえて、パイロットサイトのリハビリテーション及び埋立管理に係る課題と教訓を報告書にまとめる
- 活動3-6: 『既存最終処分場リハビリテーション・閉鎖マニュアル』及び『既存最終処分場運営管理マニュアル』を改訂する
- 活動4-1: パイロットプロジェクトの実施に係るカウンターパート・ワーキンググループ(C/P-WG)を設立する
- 活動4-2: C/P-WGにおいて、定期的にパイロットプロジェクトの進捗報告、情報共有及び意見交換を行う
- 活動4-3: 本体事業関係者との連絡協議会を設置する
- 活動4-4: 連絡協議会において、本体事業と技術協力プロジェクト(本事業)それぞれの知見・教訓を相互に共有・レビューする
- 活動4-5: MMARNが主導して、パイロットプロジェクトの知見・教訓及び改訂されたマニュアルに関するセミナーを実施する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件:

- ・ クライテリアに適合するパイロットプロジェクト候補地の選定にあたり、長大な時間を要さない
- ・ パイロットプロジェクトの実施にあたり、許認可プロセスに過度な時間を要さない
- ・ パイロットプロジェクトの実施にあたり、ウェストピッカーや地域住民が実施を受け入れる

(2) 外部条件: なし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

エルサルバドル「地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」(2005年～2009年)では、全国の地方自治体に対して廃棄物総合管理の体制や方法を普及できるよう、中央政府機関の業務実施能力の強化を目的としていた。地方自治体でのパイロット事業(廃棄物収集・運搬、処分場の建設・改修・運営、市民への啓発等)による統合固形廃棄物管理(ISWM)モデルの構築や関係機関職員への研修等を通して、自治体がISWMを適用・実践するためのガイドラインや自治体向け研修プログラムの開発、中央政府が取るべき財政的・技術的施策や広域自治体連合組合との関係強化等を提案した戦略的 ISWM 推進計画が策定され、環境天然資源省及び自治体開発庁によって承認された。事業終了後、環境天然資源省では廃棄物の専任組織が設置されISWM推進の体制が強化された一方で、自治体開発庁では廃棄物管理が優先事項でなくなり、自治体に対する廃棄物管理の研修が十分に実施されない状況が生じ

¹⁰ FOCIGIRS 2において策定されたマニュアル

た。

(2) 本事業への教訓

当該案件から、事業終了後の全国展開を考える上では、廃棄物管理を所掌する地方自治体に加え、環境行政及び地方自治体を総括する省庁・機関に効果的な技術移転方法を構築することが重要との教訓が得られた。そのため本事業ではパイロットプロジェクトから得られる知見や教訓について、MMARNが主体となって報告書を纏める作業を組み入れ、また、MMARN主導の下に知見・教訓を関係機関間で共有できるプラットフォームを構築することを通じ、MMARNの主体性の強化と能力強化を実現できるような活動を設定した。また、地方自治体に対する技術研修を担当するLMDの巻き込みを事業内で検討する。

7. 評価結果

本事業は、我が国及びJICAの協力方針・分析及びドミニカ共和国の開発課題・開発政策に合致し、廃棄物管理の推進を通じて同国の衛生環境の改善及び環境保全に資するものであり、SDGsゴール11「住み続けられる街づくりを」へ貢献すると考えられる。加えて、適切な廃棄物最終処分によって気候変動の緩和策・適応策の両面に資する可能性があるため、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成にも寄与すると考えられ、事業の実施の必要性、妥当性ともに高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標
4の通り。

(2) 今後の評価スケジュール
事業開始1年以内 ベースライン調査
事業終了3年後 事後評価(有償附帯技プロであるが、単独での評価を実施)
以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録(R/D)に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5)他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6)根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討(建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス(2026 年 3 月)」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者(コントラクター)から「安全衛生計画」の提出を受けるとともに、契約後は工事着工前に「安全衛生環境管理プラン(HSEM)」の提出を受け、その内容をレビューする。また、施工中においても適切な施工監理が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1 年に1 度以上の頻度で、(R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1 年に1 回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、

評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物管理に係る業務経験（最終処分場のパイロット活動の実施経験があると望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域： ドミニカ共和国及び中南米地域、全途上国

② 語学能力： 英語（スペイン語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年12月に契約を締結し、2027年2月までに現地渡航してプロジェクトを開始し、38ヶ月後の2029年12月の終了を目途とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 39.20 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.90を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数の目途 延べ28回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- オープンダンプサイトの安全閉鎖に係るパイロットプロジェクト（設計・施工等）
- オープンダンプサイトのリハビリテーションに係るパイロットプロジェクト（設計・施工等）

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 詳細計画策定調査報告書
- パイロットプロジェクト候補地リスト

➤ R/D

R/Dにつきましては、JICA 地球環境部 環境管理・気候変動グループ 環境管理・気候変動対策第二チームから配布 しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

2) 公開資料

- ドミニカ共和国「全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクトフェーズ 2」業務完了報告書
- https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000051777_01.pdf
 - https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000051777_02.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄スペイン語）	無 ※ C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はスペイン語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

222,404,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について（該当する□にチェック）

☒ 本案件は定額計上があります（64,396,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	パイロットプロジェクト（安全閉鎖とリハビリテーションの二事業）	第3章 （3）	55,000,000円	現地施工業者への設計・測量・工事等の委託費、重機等の機材レンタル費・燃料費、重機オペレーター等の人件費	再委託費、パイロット事業経費
2	ガス検知関連機	第3章	2,000,000円	ガス検知器及び付属	機材費

	材一式	(3)		品、校正機器、消耗品、輸送費等、ガスモニタリングに必要な機材調達経費一式	
3	国内業務費 (本邦研修)	第3章2 (2)	7,396,000円	事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点で、3号0.15人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,059,110円)	報酬、国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)

以上